

災害復旧工事の実施方針について

令和元年11月28日
山梨県総合評価委員会
県土整備部 技術管理課

1. 原則、3千万円以上の工事について実施する（緊急を要する工事を除く）
2. 難易度・金額に関係なく特別簡易型Ⅰを適用する。

※災害復旧工事のみ適用

1 災害復旧工事における総合評価タイプ選定

災害復旧工事においては、配置予定技術者の能力評価を問わない特別簡易型（Ⅰ）を適用し、受発注者相互の契約事務の負担軽減を図る。
また、公告から契約までの日程についても、できる限り短縮する。

通常

難易度・金額に応じてタイプ選定する。

3億円	簡易型 (30) 【2項目】 又は 標準型 (40)	標準型 (40) 又は 高度技術提案型
1億円	簡易型 (25) 【1項目】	簡易型 (30) 【2項目】
5千万円	特別簡易型 (Ⅱ) (20)	特別簡易型 (Ⅱ) (20) (注1)
1千万円	特別簡易型 (Ⅰ) (15)	
	I・II	III・IV
	V・VI	

災害対応

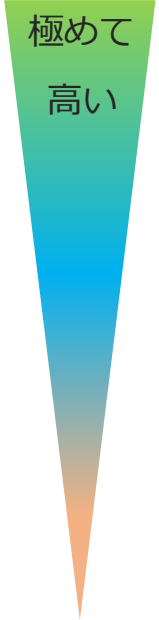
難易度・金額に関係なく特別簡易型（Ⅰ）を適用する。

参考① 災害時の契約方法の選定について

迅速性が求められる災害復旧工事の随意契約や指名競争方式等の適用の考え方を示した「災害復旧工事に係る入札契約事務処理試行要領」を策定。

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、入札契約方式を適用する。

■災害時の入札契約方式適用の考え方

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急仮復旧 ※既契約の維持修繕で対応できないもの	 極めて 高い	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 (随意契約・指名競争入札) ①履行の確実性 ア 履行に係る人員、設備等の体制 イ 本店等の所在地 ウ 業者の被災状況 エ 被災箇所を含む近隣の場所における工事又は業務の実績 オ 同種の工事又は業務の実績 ②災害協定の締結状況 総合評価は地域性を配慮した入札参加資格を設定 総合評価は全て特別簡易型(Ⅰ)を選定
応急本工事		指名競争入札	
本復旧		指名競争入札 (予定価格3千万円未満) 総合評価(特Ⅰ)	

参考② 災害時の契約方法の選定について

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、随意契約、指名競争入札等を適用。
総合評価は、災害等緊急を要する工事は総合評価の対象外とできるが、災害工事であっても技術力を評価する必要があるため、受発注者ともに負担の少ない特別簡易型（Ⅰ）を適用する。

■災害発生から復旧までの入札契約方式適用の考え方

